

令和5年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年9月27日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第80号	飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
第3	議案 第81号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第82号	字区域の変更について(河合町角川XI地区)
第5	議案 第83号	字区域の変更について(神岡町西VII地区)
第6	議案 第84号	字区域の変更について(古川町数河地区)
第7	議案 第85号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第8	議案 第86号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第9	議案 第87号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第10	議案 第88号	令和5年度飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案 第89号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第12	認定 第1号	令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第13	認定 第2号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定 第3号	令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定 第4号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年9月27日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第5号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第6号	令和4年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第7号	令和4年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第8号	令和4年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第9号	令和4年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第10号	令和4年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第11号	令和4年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第12号	令和4年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第13号	令和4年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第25	認定 第14号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	谷		上	雅		廣
3番	上		口	敬		信
4番	井	ケ	吹	豊		孝
5番	澤		端	浩		二
6番	住			史		朗
7番	徳		田	清		美
8番	前		島	純		次
9番	野		川	文		博
10番	籠		村	勝		憲
11番	高		山	恵	美	子
12番	葛		原	邦		子
13番			谷	寛		徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
財政課長	上		畑	浩		司
病院事務局長	佐		藤	直		樹
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
会計管理者	渡		邊	康		智
消防長	堀		田	丈	二	郎

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な
			み	み

目次

◆開会	3
◎議長（住田清美）	3
◆日程第1 会議録署名議員の指名	3
◎議長（住田清美）	3
◆日程第2 議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について 及び	
日程第3 議案第81号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について	3
◎議長（住田清美）	3
◎議長（住田清美）	3
●総務常任委員長（前川文博）	3
◎議長（住田清美）	4
◎議長（住田清美）	4
◎議長（住田清美）	4
◆日程第4 議案第82号 字区域の変更について（河合町角川XI地区）について から	
日程第6 議案第84号 字区域の変更について（古川町数河地区）	4
◎議長（住田清美）	4
●産業常任委員長（水上雅廣）	5
◎議長（住田清美）	5
◎議長（住田清美）	5
◎議長（住田清美）	5
◆日程第7 議案第85号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号） から	
日程第11 議案第89号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）	6
◎議長（住田清美）	6
◆日程第12 認定第1号 令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について から	
日程第20 認定第14号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について	6
◎議長（住田清美）	6
◎議長（住田清美）	7
○11番（籠山恵美子）	7

◎議長（住田清美）	8
◎議長（住田清美）	8
◎議長（住田清美）	8
◎議長（住田清美）	9
◎議長（住田清美）	9
△市長（都竹淳也）	9
◎議長（住田清美）	9
◆閉会	10
◎議長（住田清美）	10

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の出席議員は、全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
及び

日程第3 議案第81号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第80号、飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第81号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についての2案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。これら2案件は総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

前川総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第80号並びに議案第81号の2案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。去る9月19日、午前10時より、委員会室において審査を行いました。

初めに議案第80号について申し上げます。本案は、子ども・子育て支援法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正を行うものであります。本条例の改正点の1つ目は、条例で引用する法令条項番号の改正、2つ目は、基準改正に合わせた文言の改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。所管が厚生労働省から内閣府に統一されたが、本市への影響はいかがかという質疑があり、何かが極端に変わることはなく、むしろ国が連携していくことに期待しているが、教育と福祉分野の連携が心配されるとの答弁がありました。次に、国の子ども大綱ができる前に何か取り組むことはしないのかという質疑があり、本市においては既に教育委員会事務局と市民福祉部との連携がとれており、国の体制に左右されないと考えているとの答弁がありました。次に、事務の所管が厚生大臣から内閣総理大臣になり、事務への影響はな

いかという質疑があり、特になくスムーズに移行できているとの答弁がありました。

次に、議案第81号について申し上げます。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正を行うものであります。本案の主な改正点の1つ目は、蓄電池設備の現行の規制は主に開放型の鉛蓄電池を想定した基準であるが、材料、構造の多様化が進み、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるため、蓄電池設備の種別や安全性に応じた所要の改正を行うもの。2つ目は、固体燃料を使用する厨房設備（炭火焼き器）の設置について、周囲との離隔距離の規定を追加するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。蓄電池設備の対象となる市関係の設備はあるのかという質疑があり、現在、河合振興事務所、河合町公民館、飛驒古川まつり会館及び神岡振興事務所が対象設備であり、ほかにNTT基地局や関西電力発電所も対象設備があるとの答弁がありました。次に、規制緩和による影響はどの質疑があり、今までは実態が伴っていなかったもので、蓄電池の実態に即したものに規制が変わるとの答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら2案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、これら2案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。議案第80号及び議案第81号の2案件について委員長の報告は可決であります。これら2案件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、これら2案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第4 議案第82号 字区域の変更について（河合町角川XI地区）について
から

日程第6 議案第84号 字区域の変更について（古川町数河地区）

◎議長（住田清美）

日程第4、議案第82号、字区域の変更について（河合町角川XI地区）から、日程第6、議案第84号、字区域の変更について（古川町数河地区）までの3案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら3案件は産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 水上雅廣 登壇〕

●産業常任委員長（水上雅廣）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第82号から議案第84号までの合計3案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。去る9月19日、午後1時より、委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第82号、議案第83号について申し上げます。本案は、地籍調査事業に伴う河合町角川及び神岡町西の字区域の変更について、字区域の境界線が地形上明確ではない状況が確認されたため、今後の土地管理及び利用を円滑に行えるよう、今回の地籍調査を機に境界を整理するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。変更理由として円滑に行えるようとはどういう場合かという質疑があり、山の尾根が字を跨いで混在している場合に、管理しやすいように字界変更をするという答弁がありました。次に、地籍調査はこの先ずっと続いていくのかという質疑があり、適正な課税と森林整備の基でもあり、引き続き調査を推進していくとの答弁がありました。次に、現在の地籍調査の進捗状況はという質疑があり、地区別では古川町約80%、河合町約34%、宮川町約17%、神岡町約15%、市全体では約30%進んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第84号について申し上げます。本案は、数人共同施行土地改良事業に伴う古川町数河の字区域の変更について、圃場整備後の土地管理及び利用を円滑に行えるよう、今回、換地処分を機に境界を整理するものであります。質疑はありませんでした。

当委員会に付託されましたこれら3案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 水上雅廣 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、これら3案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。議案第82号から議案第84号までの3案件について委員長の報告は可決であります。これら3案件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第85号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
から

日程第11 議案第89号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（住田清美）

日程第7、議案第85号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から日程第11、議案第89号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの5案件を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら5案件は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、これら5案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに、議案第85号から採決をいたします。本案の委員長報告は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第86号から議案第88号までの3案件について、一括して採決をいたします。これら3案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第89号について採決をいたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第12 認定第1号 令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から

日程第20 認定第14号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（住田清美）

日程第12、認定第1号、令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第

20、認定第14号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら14案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、認定第1号について討論の通告がありますので、討論を行います。反対者の発言を許可いたします。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、認定第1号、令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定に反対をし、その理由を述べます。

地方自治体の本来の仕事は、そこに住んでいる住民の暮らしと福祉、健康や安全を守ることです。それは地方自治法第1条の福祉の増進を図ることにほかならず、これが地方自治の本旨ですから、どんなに福祉を増進させてもしすぎることはありません。本定例会冒頭から、市長は一般質問の中で「入るを量りて出を制す」と、何度か市の財政について表現されました。そのとおり、令和4年度決算は12億6,000万円という黒字を作りました。文字どおり剰余金余らせてお金です。その半分を財政調整基金に積み立て、令和4年度末の財政調整基金は64億4,000万円となりました。総務省の用語解説では、財政調整基金の定義は年度間の財源の不均衡を調整するための基金となっております。そしてこの基金の積立限度額はどうなっているかといいますと、どの自治体も財政運営に支障を来さないよう常識的に標準財政規模の10～20%が適正とされてきています。財源が不足する年度に活用する目的の基金ですから、飛騨市のような雪国、例えば会津若松市などは、除排雪経費が増加した場合など、不足する財源を補填するためにこの基金を大いに活用しているようです。

ところで、飛騨市が全国平均並みに財政調整基金を20%で積み立てたとしたらどうなるでしょうか。飛騨市の財政調整基金は21億4,000万円です。岐阜県21市の高めの平均並みに標準財政規模の35%を積み立てたとしても、37億5,000万円の財政調整基金でいいのです。なぜこのように、64億円も多額に積み上げるのか。ここが大変疑問です。これまで何度かこのことでは議論してまいりましたが、市民目線で眺めると全く合点がいきません。委員会での市の説明は、大規模災害が発生した場合、被災者1人当たり50万円が必要とされる初期対応費用の2分の1に相当するのが62億5,000万円。あるいは市内金融機関からの借入れ現在高を均衡するのが56億5,000万円。だからこの2つを鑑みて、財政調整基金は60～65億円とし、今後も維持していく方針だとおっしゃいます。では、1人50万円の根拠は何だと問いますと、根拠はないと答弁。しかも、この災害時の50万円は現金で配るとまで説明いたしました。大規模災害のための個人への現金支給であり、そのための固定化となりますと、これはもう財政調整基金ではあり得ません。どうしても

現金支給の蓄えがしたいのなら、特定目的基金で別立てに作るべきです。そして同時に、不要不急の特定目的基金に剰余金をばらまいてため込むのではなく、思い切って基金を整理し、市民サービスをもっと充実させた内容のそういう決算を私たち市民に提示していただきたいのです。

年度間に自由に使える財政調整基金を固定化してしまうから、思い切った取り崩し運用も見られませんし、何より多くの市民の要望が実現できないのではないのでしょうか。令和4年度の一般質問や質疑でも、議員の皆さんから予算に絡む要望はたくさん出されております。鳥獣被害防止策の強化拡充について、あるいは災害防止対策や避難所の充実、雪害対策、高齢者や若年者へのインフルエンザワクチンの無償化、住宅リフォーム支援の拡充、そして私も学校給食無償化、国民健康保険料、水道料金引き下げなど、市当局に早期の実施をそれぞれが求めてきています。2つの委員会からも所管の要望が市長宛てに出されております。ところが、財政が厳しいから緊急性を優先する、あるいは財政が厳しいから料金引き上げはやむを得ないと言われますと、市民側は思考停止に陥ってしまうことがあります。残念ながら。

しかし、今回私は財政面から令和4年度決算をつぶさに審査いたしまして、飛騨市は財政が厳しいのではない。財源は十分ある。このことを確信いたしました。そもそも都竹市長就任のこの8年、毎年平均10億円強の黒字財政です。それは逆に言えば、市民から見たら、税金だけしっかり取って市民サービスを十分果たさずに余らせたお金と映るのではないのでしょうか。そういう批判が的を得ないのであればなおさらのこと、もっと細やかな市民本位の財政出動をすべきであったとせざるを得ません。

私は今後の飛騨市の市民に優しい財政を大いに期待しながら、今回、令和4年度決算の反対討論といたします。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

認定第1号の採決は起立によって採決を行います。本案について、委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

◎議長（住田清美）

起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告書のとおり認定されました。

次に、認定第2号から認定第12号までの11案件について一括して採決いたします。これら11案件に対する委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら11案件は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号、令和4年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について採決をいたします。本案の委員長報告書は、利益剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算については認定であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございません

か。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、認定第13号は委員長報告書のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について採決をいたします。本案の委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、認定第14号は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会に当たりまして一言お礼の御挨拶を申し上げます。

今回、23日間の長きにわたりまして、一般会計、特別会計の補正予算、条例の改正、令和4年度決算の認定等、多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案について可決、認定のご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じて皆様方からいただきました数々の指摘、ご意見につきましては、これまで同様しっかりと整理の上、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。引き続きのご指導賜れば幸いです。また、今年の秋、これから先ですね、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして久しぶりに多くの行事が予定されております。議員各位におかれましては、それぞれの立場で参加いただければと考えております。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の発言を終わります。

閉会に当たり、私より一言御礼を申し上げます。今9月定例会におきましては、23日間にわたり特に決算の認定などございましたが、慎重審議していただきまして誠にありがとうございました。

これから芸術の秋、スポーツの秋となつてまいります。議員各位におかれましては、政務活動に精進されることと思います。また、職員の皆さんにおかれましては、新年度予算の策定に向けて鋭意努力されることと思います。いずれもお体には十分留意をしていただきまして精進されることをお願い申し上げます。私のお礼の言葉とさせていただきます。23日間ありがとうございました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

それでは、本日の会議を閉じ、9月5日から23日間にわたりました令和5年第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時28分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田 清美

飛騨市議会議員（3番） 谷口 敬信

飛騨市議会議員（4番） 上ヶ吹 豊孝